

座間味村村内航路新造船建造事業  
提案募集要項

令和5年4月

## I 概要

### (1) 事業名

座間味村村内航路新造船建造

### (2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

<担当部局>

船舶・観光課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-987-2614

F A X 098-987-2329

### (3) 事業の概要 計画概要書による

### (4) 工期 契約の日から令和6年2月29日まで

### (5) 見積限度額 142,670千円（消費税も含んだ額とする。）

### (6) 選定方式 公募型プロポーザル方式によるものとする。

### (7) 審査 応募者に対しプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。 但し、応募者が多数の場合は事前書類審査を行い、上位5社程度選定する。

## II 参加資格要件等

### (1) 応募資格

(ア) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしている事。

- ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 参加意思表明書提出期日以前3カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④ 国税、地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 造船所登録されている事業者であること。

### Ⅲ 事業者の募集及び選定のスケジュール

#### (1) 意思表明書の提出

- ・日時 令和5年4月27日(木) 17時まで(必着)
- ・場所 座間味村役場 船舶・観光課
- ※ 提出意思表明書を郵送にて提出すること。(E-mail、FAXは不可とする)
- ※ 参加を辞退する際には、速やかに辞退届(別紙様式3)を提出すること。

#### (2) 提案書の提出

- ・日時 令和5年5月2日(火) 17時まで(必着)
- 本工事に対する提案内容を記載した提案書及び参考見積書、建造仕様書、基本図面を提出すること

#### (2) 質問書の受付

- ・日時 令和5年5月1日(月) 17時まで受付
- ※ 質問は文書を持って行き、質問書(別紙様式2)を提出すること。
- ・FAX可 FAX番号:098-987-2329

#### (3) プレゼンテーション及びヒアリングの日時

- ・日時 令和5年5月9日(火) ※13時10分～
- ・場所 座間味村役場 3階
- ※出席者は1事業者あたり3名以内とする。
- ※所要時間については、各事業者40分(説明30分、質疑応答10分)
- ※パソコンが必要な方は各自ご持参ください。
- ※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。

#### (4) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

#### (5) 審査結果の公表

- ・日時 令和5年5月12日(金)
- ・審査結果の公表
- 審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

#### (6) 契約等について

- ①令和5年5月12日以降、事業者と速やかに契約を締結する。
- ②契約金額見積限度額の範囲内とする。

## IV その他

### (1) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」(別紙様式1)を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内及び業務実績
- ・財務諸表(直近1年分)
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)
- ・造船業登録証済証(写し)

### (3) 応募に関する留意事項

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は、1つの提案しかできない。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。
- ⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。
- ⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

## V 提案について

### (1) 提出書類

提案は、次に上げる書類をもって行うものとする。

技術提案書 (別紙)

### (2) 提出方法

提出部数は10部持参すること。(提案書は正本を1部とし、他は写しを添付すること。)

サイズはA4縦(左ホッチキス綴じ)とする。ただし、図面についてはA3も可。(折り込みでA4縦とすること。)